

■ 農業者年金に加入しませんか ～豊かな老後生活のために～

国民年金（基礎年金）に上乗せする公的な年金制度です

1. 農業者なら広く加入できます。（国民年金付加保険料への加入も必要です）
（3つの要件：60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業従事）
（農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます）
2. 保険料の額は自由に決められます。（2万円～6万7千円の間、千円単位で自由に選択）
3. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政です。
4. 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。
5. 社会保険料控除など税制上の優遇措置があります。
6. 終身年金で80歳までの保証付きです。

詳しくは、農業委員会事務局（Tel528-2680）まで



■ 農業委員会からのお知らせ

農地の売買や転用を行う場合、農地法の許可が必要です

市街化調整区域の農地について、売買や転用を行う場合は、農業委員会の許可（市街化区域の農地の場合は届出）が必要です。

太陽光発電設備の設置や農地の高上げを行う場合も、許可又は届出が必要です。

事前にお近くの農業委員もしくは農業委員会事務局へご相談ください。

農地を相続するときは届出が必要です

相続等によって農地を取得した方は、農地のある市町村の農業委員会への届出が必要です。農地に関する相談や手続き上の疑問がありましたら、お問い合わせください。

詳しくは、農業委員会事務局（Tel528-2680）まで

大津市では、ホームページから申請書及び届出書をダウンロードできますので、ご利用ください。

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/065/2200/s/index.html>

編集後記

今年、新型コロナウイルス感染症拡大により、わたしたちの生活や経済活動に多大な影響が出ています。

また、長引く梅雨による農作物への被害が心配されました。大雨特別警報も発令され、九州をはじめ、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

このたび、第二十四期大津市農業委員会委員が任命、農地利用最適化推進委員が委嘱されました。新委員一同、協力して委員会活動を行ってまいりますので、ご支援・ご協力をよろしく願います。

わたしたち編集委員も、広報誌「みどりのこだま」が、よりわかりやすく、みなさまのお役に立てるよう、頑張っております。と思いますのでよろしく願います。

みどりのこだま編集部

委員長	橋本 正和
委員	山本 公彦
	大伴 四郎左衛門
	西村 正明

（いずれも農業委員）

読者の皆様のご感想を

お聞かせください。